

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 関与先名簿及び使用人名簿の提出依頼について (総務課)

税務署では、管内に事務所を有する税理士、税理士法人（従たる事務所を含む。）、通知弁護士及び通知弁護士法人の方に対し、その関与先及び事務所使用人等の概況について、別添1「関与先名簿」、別添2「関与先名簿（所属税理士用）」及び別添3「使用人名簿」の提出をお願いしています。本年についても、4月中に依頼文書を送付させていただき予定ですので、ご提出についてご協力をお願いします。

なお、提出方法については、e-Taxによることも可能ですので、ぜひ、ご利用ください。（別添4参照）

また、依頼文書記載の期限までにご提出いただけなかった方に対しては、6月末までに、電話又は文書により改めて提出依頼をさせていただき予定ですので、ご承知おき願います。

(2) 署内レイアウトの変更について (総務課)

所得税等の確定申告会場の開設に伴い、税務署内のレイアウトを一部変更しているところですが、令和7年4月14日(月)から、納税証明や税金の納付等を受ける総合窓口は1階に変更する予定です。

先生方にはご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

(3) 税務署に設置する「用紙コーナー」の廃止等について (総務課)

当局においては、ご承知のとおり「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指し、税務行政のDXに取り組んでいるところであり、e-Taxをはじめとしたオンライン手続き等の利用は確実に拡大してきております。

つきましては、税務手続等のさらなるオンライン利用に向けて、次のとおり税務署窓口における申請書等用紙提供の方法について変更することとしましたのでご理解をお願いします。

イ 税務署窓口における用紙提供方法の変更

税務署の窓口付近に設置している「用紙コーナー」を廃止します。「用紙コーナー」廃止後は、納税者等所持のスマホ等による国税庁ホームページからのダウンロードを案内します。ダウンロードが困難な方には、税務署窓口等に設置のパソコンにより国税庁ホームページから自由に用紙印刷が可能な「用紙印刷コーナー」を利用いただき、さらに困難な方には窓口において交付します。

なお、年末調整や所得税等の確定申告などの納税者の方のニーズが高い時期における主要な用紙は、一定の期間自由に取得できるよう窓口付近に備え置きます。

また、納付書は従来どおり、窓口において交付します。

ロ 実施時期

令和7年4月1日(火)から実施

ハ 会員の皆様が用紙を求める場合のお願い

会員の皆様におかれましては、ダウンロード可能な用紙は、国税庁ホームページのご利用をお願いします。

(4) 令和6年分確定申告の振替日について (管理運営部門)

申告所得税及び復興特別所得税 令和7年4月23日(水)

消費税及び地方消費税 令和7年4月30日(水)

令和6年分確定申告の振替日は上記のとおりとなっております。関与先の方々に対しまして、振替日の周知をお願いします。

(5) 国税局による閉庁日の電話催告について (徴収部門)

関東信越国税局の納税コールセンターでは、主に、消費税及び地方消費税等の納付を確認できない納税者に対して、令和7年4月27日及び5月25日の日曜日に電話催告を行います。

つきましては、関与先の方々から会員の皆様に問合せがあった場合には、納税コー

ルセンターで電話催告を行っていたことを説明いただくとともに、納付についての指導をお願いします。

なお、国税局及び税務署は、閉庁日は執務を行っていませんが、令和7年4月27日及び5月25日の日曜日については、午前8時30分から午後5時までの間、電話催告を受けた方からの問合せを、次のとおり納税者コールセンター「納税者専用ダイヤル」で受け付けております。

納税者専用ダイヤル：048-740-1500 又は 048-740-3000

4月中旬以降、閉庁日に実施する電話催告に関する情報が国税庁HPに掲載されますので、そちらも併せて確認願います。

【掲載箇所】

国税庁HP ホーム>国税庁等について>組織（国税局・税務署等）
>集中電話催告室（納税コールセンター）のご案内

（6） e-Taxを利用した相続税の申告について （資産課税部門）

イ 利用者識別番号の確認方法について

相続税の申告でe-Taxを利用する際に、財産取得者の利用者識別番号の取得状況が不明な場合には、複数人分の利用者識別番号の確認が一度にできるようになっています。

具体的には、別添5の裏面に記載のとおり、「変更等届出書」の住所・氏名欄に確認が必要な者のうち任意の者（配偶者等）を入力いただき、参考事項覧にそれ以外の者を入力いただくことで、後日、税理士等欄に入力されている税理士の皆様に、確認が必要な財産取得者すべての方の利用者識別番号の有無等を電話連絡いたします。以前に比べて確認方法が簡素化されていますので、是非、ご利用をお願いします。

ロ イメージデータの送信容量への対応について

相続税e-Taxの利便性向上策として、令和7年4月から、添付書類等のイメージデータ（PDF形式）のカラー要件が撤廃され、「白黒」（グレースケール）での送信が可能となりました。（別添6）

その結果、データサイズの抑制が可能となり、1回あたりに送信できる添付書類が多くなりますので、是非、この機会に相続税の申告はe-Taxをご利用いただくようお願いいたします。

（7） 各種報告書の提出等のご願いについて（別添7「各種報告書提出等のご願い」）

（酒類指導官）

酒類は致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類販売業者の皆様には20歳未満の者の飲酒防止をはじめとした様々な社会的要請への取組が求められており、これらの取組状況について、『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書により令和7年4月1日現在の取組状況を報告していただくようお願い

いしております。

また、併せて「酒類の販売数量等報告書」により年間（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）分の酒類の販売数量及び令和7年3月31日における酒類の在庫数量についても報告をお願いしております。

一括発送日 令和7年3月14日（金）

提出期限 令和7年4月30日（水）

なお、各種報告書提出については、e-Taxでも提出することもできます。（別添8「酒類の販売に関する報告もe-Taxで手続を！！」詳しくはリーフレット又は国税庁のe-Taxホームページをご覧ください。

関与先への指導をよろしく申し上げます。



（8） 「20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」の掲示について （酒類指導官）

毎年4月（4月1日から4月30日まで）は、「20歳未満飲酒防止強調月間」です。酒類販売業者の皆様には別添9「20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」を店頭又は店内に掲示していただくようお願いしております。

また、年齢確認等の20歳未満の者の飲酒防止に関する取組は、年間を通じて求められるものですので、20歳未満飲酒防止強調月間終了後においても、引き続きポスターを掲示していただくようお願いいたします。

（9） 酒類販売業免許取得後の各種手続きについて（別添10「酒類免許業者の皆様へ」）

（酒類指導官）

酒類販売業免許を受けてから、税務署に申請した事項につき、酒類販売業者が ①法人成等をする場合 ②販売場を移転しようとする場合 ③相続が発生し、相続人が引き続き酒類販売業を継続しようとする場合等は、事前申請又は申告を行う必要があります。

手続きをせずに酒類を販売した場合は、無免許販売に該当し、罰則の適用を受ける場合がありますので、ご注意願います。

また、申請等の手続きはe-Taxにより行うことができます。詳しくは、国税庁のe-Taxホームページをご覧ください。

関与先への指導をよろしく申し上げます。



5 熊谷市・深谷市・寄居町からの連絡事項

令和7年度納税通知書等発送日について

（1） 熊谷市

個人住民税（特別徴収） 5月12日（月）

個人住民税（普通徴収） 6月10日（火）

固定資産税・都市計画税 5月9日（金）

軽自動車税（種別割） 5月9日（金）

(2) 深谷市

個人住民税 (特別徴収)	5月14日 (水)
個人住民税 (普通徴収)	6月10日 (火)
固定資産税・都市計画税	5月1日 (木)
軽自動車税 (種別割)	5月1日 (木)

(3) 寄居町

個人住民税 (特別徴収)	5月14日 (水)
個人住民税 (普通徴収)	6月11日 (水)
固定資産税・都市計画税	5月9日 (金)
軽自動車税 (種別割)	5月9日 (金)